

成年後見制度の 申立てをお考えの方へ



その申立ては、誰のため？何のため？

**ご本人の
権利を保護
するための
制度です**

成年後見人等※がご本人の意思を尊重し、ご本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な契約を結んだり、財産の管理をします

- 預貯金の出し入れ
- 不動産の管理
- 介護・福祉サービス利用
契約を結ぶ など



**申立前に
ご理解いただきたいこと**

- ・ 手続には時間がかかります
- ・ 後見人は自由に選べません
- ・ 報酬額は裁判所が決定します
- ・ 財産を自由に使えなくなります
- ・ 途中でやめることは難しいです

**申立前に
裏面を確認してください**

成年後見制度利用に関する注意事項

- 1 成年後見人等が選任されるまでには、通常1～2か月かかります。鑑定を要する場合には、鑑定のための期間分だけ更に延びます。
- 2 申立ての取下げには、家庭裁判所の許可が必要になります。
- 3 希望した人が必ず成年後見人等に選ばれるとは限りません。弁護士、司法書士、社会福祉士などの第三者専門職が選ばれることもあります。
- 4 成年後見人等や後見等監督人が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合には、家庭裁判所が成年後見人等や後見等監督人の行った事務の内容などを考慮して報酬の額を決定し、本人財産から支払われることとなります。
- 5 希望した人が成年後見人等に選ばれなかったとの理由では不服申立ては出来ません。
- 6 成年後見等が開始されると、本人が能力を回復されるか、亡くなるまで続きます。ご家族の意思で途中でやめることはできません。

申立内容やご本人の状況によって利用の可能性のある手続

- 1 後見等監督人の選任
- 2 後見制度支援信託・後見制度支援預貯金の利用
- 3 総合支援型後見監督人の選任

ご不明な点がございましたら、大阪家裁後見センターの後見サイト「FAQ」をご覧ください。後見センター受付係（06-6943-5872）にお問い合わせください。

FAQは、こちらのQRコードからご覧いただけます。



成年後見制度は権利擁護支援策のひとつ

成年後見制度以外の権利擁護支援策として代表的なものは社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業があります。また、その他の権利擁護支援策や成年後見制度の利用の判断に関する相談は、お住まいの市町村の相談窓口で受けることができます。

相談窓口一覧はこちら

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/kouken/sodan-madoguchi.html>

